

平成30年度

行政監査報告書

行政財産の目的外使用許可について

福島市監査委員

30監第 152号
平成31年 3月29日

福島市長	木幡浩様
福島市議会議長	半沢正典様
福島市教育委員会教育長	本間稔様
福島市水道事業管理者	八島洋一様
福島市選挙管理委員会委員長	黒澤勝利様
福島市農業委員会会長	穴戸薫様

福島市監査委員	井上安子
同	遠藤和男
同	穴戸一照
同	羽田房男

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

目 次

第1	監査のテーマ	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象及び範囲	1
第4	監査の実施期間、監査の対象期間	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の主な着眼点	2
第7	監査実施経過	2
第8	監査対象の概要	2
1	行政財産の使用許可の状況	2
第9	監査の結果	7
1	使用許可の手続きについて	7
2	使用料の算定及び徴収について	9
3	光熱水費等の実費負担の算定及び徴収について	10
4	使用料の減免の手続きについて	10
5	行政財産の本来の用途及び目的を妨げていないか	11
6	行政財産の目的外使用許可の条件の遵守について	11
7	むすび	12

資 料

資料1	福島市財務規則（抜粋）	14
資料2	福島市行政財産使用料条例	16
資料3	福島市水道局会計規程（抜粋）	18

凡 例

- 1 構成比は、表中の数値により算出し、表示数値未満を四捨五入して表示した。
したがって、内訳の合計が100にならない場合がある。

行政監査報告書

第1 監査のテーマ

行政財産の目的外使用許可について

第2 監査の目的

地方公共団体の財産のうち、行政財産は、地方自治法第238条第4項により「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産」となっているが、地方自治法第238条の4第7項で「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とされている。

本市における行政財産は平成29年度の決算年度末において、土地（地積）9,811,207.71㎡、建物（延面積）972,112.35㎡（土地・建物とも水道局を除く）であり、行政財産の目的外使用許可の事務は、地方自治法第238条の4第7項、福島市財務規則（以下、「財務規則」という。）第216条及び福島市行政財産使用料条例（以下、「使用料条例」という。）に基づき、行っているところである。また、水道局の平成29年度末行政財産は、土地（地積）267,034.40㎡、建物（延面積）7,837.05㎡で、地方公営企業法第33条第3項及び福島市水道局会計規程（以下、「水道局会計規程」という。）第111条に基づき、同事務を行っている。

しかしながら、定期監査において事務処理等の誤りが散見される状況となっている。

そこで、行政財産の目的外使用の現状を把握し、使用許可に関する事務や使用料の算定・徴収等が適正に行われているか、また、その行政財産本来の用途または目的の妨げになっていないかを検証することを目的として実施したものである。

第3 監査の対象及び範囲

監査の対象は行政財産の目的外使用許可に関する事務で、監査の範囲は全部局（水道局を含む）とした。

第4 監査の実施期間、監査の対象期間

（1）監査の実施期間

平成30年8月30日～平成31年3月28日

（2）監査の対象期間

平成29年4月1日～平成30年5月31日（平成29年度分）の執行業務

（平成29年度より前に許可したもので平成29年度に継続して使用させているものを含む）

（必要に応じて平成30年度の業務を含む）

第5 監査の方法

行政監査実施通知により、監査の概要を全部局に知らせるとともに、行政財産の目的外使用許可の状況について調査票の提出を求めた。

この調査票については664件の提出があり、監査委員事務局職員が調査した後、331件を抽出し、発議書、指令書等関係書類の提出を求めて事務局職員による書類実査を行った。関係書類の提出にあたっては、各用途、各部局から漏れのないように、また調査票調査で疑義のあるものを抽出した。

さらに調査票調査及び書類実査において疑義がある施設等について、事務局職員による現地調査を行った。この現地調査は29施設、許可件数124件を抽出して行った

が、許可している部局すべてにわたるよう抽出した。

また必要に応じ、担当課にヒアリングを実施した。

第6 監査の主な着眼点

- (1) 使用許可の手続きは適正に行われているか。
- (2) 使用料の算定及び徴収は適正に行われているか。
- (3) 光熱水費等の実費負担の算定及び徴収は適正に行われているか。
- (4) 使用料を減免している場合、手続きは適正に行われているか。
- (5) 行政財産本来の用途または目的を妨げていないか。
- (6) 行政財産の目的外使用許可の条件は遵守されているか。

第7 監査実施経過

実施内容	件数等	期日
実施通知	全部局	8月30日
調査票提出	664件	8月30日～10月17日
関係書類提出	331件	9月26日～10月29日、12月14日
現地調査	124件	10月9日～11日 10月19日、11月6日 11月19日～22日
委員協議		9月28日、11月5日、2月22日、2月28日、3月28日

第8 監査対象の概要

調査票の回答による監査対象の概要は以下のとおりである。

1 行政財産の使用許可の状況

(1) 種類別の使用許可状況

表1 種類別の使用許可件数

区 分	種類別の使用許可件数				(単位:件、%)	
	土 地	建 物	土 地と建物	合 計	部局別構成比	
政 策 調 整 部	0	0	0	0	0.0	
総 務 部	0	0	0	0	0.0	
財 務 部	44	24	0	68	10.2	
商 工 観 光 部	49	22	2	73	11.0	
農 政 部	29	9	0	38	5.7	
市 民 安 全 部	6	4	0	10	1.5	
環 境 部	11	13	1	25	3.8	
健 康 福 祉 部	8	7	1	16	2.4	
こ ど も 未 来 部	10	0	0	10	1.5	
建 設 部	87	13	0	100	15.1	
都 市 政 策 部	67	9	0	76	11.4	
会 計 課	0	0	0	0	0.0	
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0.0	
水 道 局	18	4	1	23	3.5	
消 防 本 部	10	4	0	14	2.1	
教 育 委 員 会	117	92	2	211	31.8	
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0.0	
監 査 委 員 事 務 局	0	0	0	0	0.0	
農 業 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0.0	
合 計	456	201	7	664	100.0	
種 類 別 構 成 比	68.7	30.3	1.1	100.0		

※土地と建物は、1件の使用許可で土地と建物を同時に許可したものである。

行政財産の使用許可件数の合計は664件で、内訳は土地が456件(68.7%)、建物が201件(30.3%)、土地と建物両方が7件(1.1%)である。

所管部局別の使用許可件数で見ると、学校施設や学習センター、スポーツ施設等を所管する教育委員会が211件(31.8%)と最も多く、次いで建設部が100件(15.1%)、都市政策部が76件(11.4%)となっている。

(2) 用途別の使用許可状況

表2 用途別の使用許可件数

(単位:件、%)

区 分	電 柱 ・ 電 話 柱	自 動 販 売 機	機 器 設 置	食 堂 ・ 売 店	公 衆 電 話 ・ 郵 便 ポ ス ト	A T M	駐 車 場	ご み 置 き 場	展 示 ス ペ ー ス	祭 ・ イ ベ ン ト 会 場	資 材 置 き 場	埋 設 管	看 板	倉 庫 ・ 物 置	学 童 保 育 所	事 務 所 他	そ の 他	合 計	
政 策 調 整 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 務 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財 務 部	3	1	1	1	4	8	10	0	0	1	0	3	14	5	0	9	8	68	
商 工 観 光 部	22	13	3	7	3	0	3	0	0	0	0	4	1	1	0	3	13	73	
農 政 部	9	6	2	7	0	0	1	1	0	0	0	1	0	2	0	0	9	38	
市 民 安 全 部	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	10	
環 境 部	7	8	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	25	
健 康 福 祉 部	5	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	16	
こ だ も 未 来 部	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	10	
建 設 部	27	5	5	0	3	0	8	0	0	0	5	13	5	6	0	3	20	100	
都 市 政 策 部	9	2	0	0	3	0	32	3	0	0	1	4	4	1	0	1	16	76	
会 計 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水 道 局	3	1	2	0	0	0	2	1	0	0	3	5	1	0	0	0	5	23	
消 防 本 部	4	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	2	14	
教 育 委 員 会	34	18	11	59	8	0	19	0	0	6	2	6	6	3	0	9	30	211	
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農 業 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	130	62	28	77	23	9	75	5	0	7	11	38	31	21	0	26	121	664	
用 途 別 構 成 比	19.6	9.3	4.2	11.6	3.5	1.4	11.3	0.8	0.0	1.1	1.7	5.7	4.7	3.2	0.0	3.9	18.2	100.0	

用途別の件数で見ると電柱・電話柱が130件(19.6%)と最も多く、次いで食堂・売店が77件(11.6%)、駐車場が75件(11.3%)、自動販売機が62件(9.3%)、埋設管が38件(5.7%)となっている。

(3) 許可期間別の使用許可状況

表3 許可期間別の使用許可状況

(単位:件、%)

区分	電柱・電話柱	自動販売機	機器設置	食堂・売店	公衆電話・郵便ポスト	A T M	駐車場	ごみ置き場	展示スペース	祭・イベント会場	資材置き場	埋設管	看板	倉庫・物置	学童保育所	事務所	その他	合計	許可期間別構成比
1か月以内	0	0	1	57	0	0	45	0	0	7	5	0	1	0	0	3	10	129	19.4
半年以内	1	1	1	0	0	0	9	0	0	0	2	1	1	0	0	5	12	33	5.0
1年以内	18	61	18	20	22	9	21	4	0	0	4	10	29	21	0	18	89	344	51.8
3年以内	111	0	8	0	1	0	0	1	0	0	0	27	0	0	0	0	10	158	23.8
3年超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	130	62	28	77	23	9	75	5	0	7	11	38	31	21	0	26	121	664	100.0

行政財産の目的外使用の期間は、財務規則第216条第2項により、原則として1年を超えることができない。ただし、電柱や鉄塔等、水道管、ガス管、地下ケーブル等の管類、その他特別な事情がある場合であらかじめ市長の承認を受けたときは、3年以内とすることができる」と定めている。

許可期間別の使用許可件数をみると、半年を超え1年以内のものが344件(51.8%)と最も多く、その用途は自動販売機、看板、公衆電話・郵便ポスト、そのほか幅広い用途で許可されている。次いで1年超3年以内のものが158件(23.8%)で、主な用途は電柱・電話柱である。続いて1か月以内のものが129件(19.4%)で、主な用途は食堂・売店、駐車場となっている。

(4) 新規、更新別の使用許可状況

表4 新規、更新別の使用許可件数

(単位:件、%)

区分	電柱・電話柱	自動販売機	機器設置	食堂・売店	公衆電話・郵便ポスト	A T M	駐車場	ごみ置き場	展示スペース	祭・イベント会場	資材置き場	埋設管	看板	倉庫・物置	学童保育所	事務所	その他	合計	構成比
新規	17	1	3	58	0	0	59	1	0	7	6	1	2	2	0	4	22	183	27.6
更新	113	61	25	19	23	9	16	4	0	0	5	37	29	19	0	22	99	481	72.4
合計	130	62	28	77	23	9	75	5	0	7	11	38	31	21	0	26	121	664	100.0

新規、更新別の使用許可件数でみると更新が481件(72.4%)で、新規が183件(27.6%)である。新規の主な用途は食堂・売店、駐車場となっている。

(5) 使用料の減免状況

表5 使用料の減免状況

(単位:件、%)

区分	電柱・電話柱	自動販売機	機器設置	食堂・売店	公衆電話・郵便ポスト	A T M	駐車場	ごみ置き場	展示スペース	祭・イベント会場	資材置き場	埋設管	看板	倉庫・物置	学童保育所	事務所	その他	合計	減免別構成比
減免なし	123	54	18	76	23	3	62	0	0	5	8	27	12	3	0	11	40	465	70.0
減免あり	7	8	10	1	0	6	13	5	0	2	3	11	19	18	0	15	81	199	30.0
100%	6	8	10	1	0	0	12	5	0	2	3	11	19	18	0	14	79	188	94.5
その他	1	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	11	5.5
合計	130	62	28	77	23	9	75	5	0	7	11	38	31	21	0	26	121	664	100.0

使用料の減免については、使用料条例第3条第1項で、「市長は（中略）次のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。」と規定している。

使用料減免の状況については、減免なしが465件（70.0%）、減免ありが199件（30.0%）である。用途別で、減免ありの多いものをみると、看板が19件、倉庫・物置が18件、事務所が15件、駐車場が13件、埋設管が11件となっている。

(6) 光熱水費等の負担状況

表6 光熱水費等の負担状況

(単位:件、%)

区分	電柱・電話柱	自動販売機	機器設置	食堂・売店	公衆電話・郵便ポスト	A T M	駐車場	ごみ置き場	展示スペース	祭・イベント会場	資材置き場	埋設管	看板	倉庫・物置	学童保育所	事務所	その他	合計	構成比
使用者が負担	4	61	13	12	3	7	1	1	0	5	2	2	1	0	0	19	30	161	24.2
市が負担	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	7	11	1.7
発生しない	126	1	15	64	20	2	74	4	0	1	9	35	30	20	0	7	84	492	74.1
合計	130	62	28	77	23	9	75	5	0	7	11	38	31	21	0	26	121	664	100.0

光熱水費等の実費の負担については、財務規則第218条で「行政財産の使用許可を受けたものは（中略）電話、電気、ガス、水道等の設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。ただし、市長が特に認めるときはその限りでない。」と規定している。

光熱水費等の負担状況は、「使用者が負担」が161件（24.2%）、「市が負担」が11件（1.7%）、「発生しない」が492件（74.1%）である。

(7) 所管課による現地調査状況

表7 所管課による現地調査の状況

(単位:件、%)

区 分	現地調査あり							現地調査なし	合 計
	調 査 の 頻 度					[調 査 結 果] 許可条件等に違反			
	毎日 ~1週	1週超 ~1月	1月超 ~6月	6月超 ~1年	1年超	あり	なし		
政 策 調 整 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 務 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財 務 部	65	0	0	0	65	0	0	65	3
商 工 観 光 部	72	0	8	58	6	0	0	72	1
農 政 部	33	11	2	12	8	0	0	33	5
市 民 安 全 部	7	1	2	4	0	0	0	7	3
環 境 部	16	7	1	1	7	0	1	15	9
健 康 福 祉 部	8	0	0	2	3	3	0	8	8
こ ども 未 来 部	3	0	2	0	1	0	0	3	7
建 設 部	79	0	24	25	22	8	0	79	21
都 市 政 策 部	66	0	18	38	2	8	0	66	10
会 計 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水 道 局	23	1	0	1	3	18	0	23	0
消 防 本 部	14	0	10	2	2	0	0	14	0
教 育 委 員 会	108	14	5	15	69	5	0	108	103
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	494	34	72	158	188	42	1	493	170
構 成 比	74.4	6.9	14.6	32.0	38.1	8.5	0.2	99.8	25.6

所管課による現地調査の状況については、「現地調査あり」が494件(74.4%)、「現地調査なし」が170件(25.6%)である。「現地調査あり」の場合の調査の頻度は、6月超から1年以内が188件(38.1%)と最も多く、次いで1月超から6月以内が158件(32.0%)、1週超から1月以内が72件(14.6%)となっている。

「現地調査なし」を部局別にみると、教育委員会が103件と最も多く、次いで建設部21件となっている。

また、所管課による現地調査の結果、許可条件等に違反のあったものは環境部の1件である。この1件は、定期監査において、目的外使用許可のない物品が置かれていたため指摘したものである。

第9 監査の結果

監査を実施した結果、現状及び課題等については、以下のとおりである。
一部の業務において指摘事項が見られたため是正されたい。

1 使用許可の手続きについて

(1) 行政財産の目的外使用許可のない物品等の設置について

今回現地調査を行った施設の一部について、行政財産の目的外使用許可の手続きなく使用している事例が6件あった。行政財産の使用については、財務規則第216条第3項において、「行政財産の使用許可を受けようとするものは、(中略)行政財産使用許可申請書及び関係図面を市長に提出しなければならない。」と規定されている。しかしながら、申請書等の提出がないまま使用している事例があり、各所管課における、使用許可の観点からの施設の把握が不十分な状況や、事務手続きが大きく遅れている状況が見られた。

また、支所、学習センターは、財産(土地・建物)の所管がそれぞれ管財課、生涯学習課であり、両課において使用許可の手続きを一括して行っている。一方、今回の現地調査において、現場の支所、学習センターでは使用許可の現状を把握していない状況がみられた。支所と管財課、学習センターと生涯学習課において、使用許可の情報の共有を図られたい。

【指摘事項】

- ① 渡利支所において、行政財産の目的外使用許可のない倉庫が設置されていた。(管財課)
- ② 飯野支所において、行政財産の目的外使用許可のない物置が設置されていた。(管財課)
- ③ つちゆロードパークにおいて、行政財産の目的外使用許可のない冷蔵ショーケース、券売機が設置されていた。また、行政財産の目的外使用許可なく、農産物販売による建物の一部使用があった。(観光コンベンション推進室)
- ④ ヘルシーランド福島において、行政財産の目的外使用許可のない冷蔵ショーケース、パン等販売用机が設置されていた。(清掃管理課)
- ⑤ 飯野学習センターにおいて、行政財産の目的外使用許可のない郵便ポストが設置されていた。(生涯学習課)
- ⑥ 消防団第40分団飯野2部の屯所において、行政財産の目的外使用許可のない電柱が設置されていた。(消防総務課)

(2) 所管外の使用許可について

行政財産の目的外使用許可をしていた土地が、現地調査において、他の所管の土地と判明したものがあつた。

【指摘事項】

①渡利支所敷地において、行政財産の目的外使用許可として電柱設置を許可していたが、隣接する公園緑地課所管の公園の敷地であった。(管財課)

※当該公園敷地については、福島市都市公園条例に基づく公園の占用許可となるので、今回の監査対象外である。

②飯野支所敷地において、行政財産の目的外使用許可として看板設置を許可していたが、消防総務課所管の屯所の敷地であった。(管財課)(消防総務課)

(3) 使用許可面積について

現地調査において、使用許可面積が申請と現状で異なるものがあった。使用許可の際は、現地で確認を行うなど、使用状況の確認が重要である。

【指摘事項】

茂庭ふるさと館のそば打ち体験施設用地において、使用許可面積に誤りがあった。(河川課)

(4) 行政財産使用許可申請書、関係図面の提出について

行政財産使用許可申請書が未提出のものや、同申請書によらず依頼文書等が提出されているものがあった。

また、使用許可申請書に必要事項の記載のないもの、関係図面が提出されていないものがあった。

財務規則第 216 条第 3 項において、「行政財産の使用許可を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した行政財産使用許可申請書及び関係図面を市長に提出しなければならない」とあり、規則に則った事務処理が必要である。

(5) 財務部長への合議について

財務規則第 5 条の 2 第 3 号により、財務規則第 216 条第 4 項の行政財産の使用許可については財務部長に合議しなければならないが、合議のないものがあった。

また、財務規則第 229 条の 3 及び管財課(現担当:財産マネジメント推進室)通知により、教育委員会は教育財産について、財務規則第 216 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる理由以外の理由により使用許可を行う場合、及び使用期間が引き続き 10 日以上にわたる使用許可を行う場合は、財務部長に合議しなければならないが、合議のないものがあった。

※管財課では、各課へ、平成 29 年 2 月 13 日付で「行政財産の目的外使用許可について」通知している。なお、公有財産の総括及び管理の調整の所管課については、平成 28 年度までは管財課で、組織改正により平成 29 年度からは財産マネジメント推進室となっている。

(6) 使用許可の根拠の記載について

使用許可にあたっては、財務規則第 216 条第 1 項において、「行政財産は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、(中略) その使用を許可することができる。」とあり、第 1 号から第 6 号まで規定されている。しかしながら、書類実査において、使用許可の発議書に財務規則第 216 条第 1 項によるとの記載のみで、号の記載がないものが多く見られた。(許可件数 331 件中、256 件) 財務規則では許可できる基準を限っており、許可の根拠を明らかにするために、財務規則第 216 条第 1 項の号まで記載すべきである。また、第 6 号適用の許可については、市長が特に必要と認めた場合であることから、より具体的に理由を明記すべきである。全庁的な取り扱いとして、発議書への財務規則第 216 条第 1 項の号、及び第 6 号適用の許可の理由について、統一的に記載するよう検討されたい。

また、許可において、固定資産の用途または目的を妨げないと認められる理由を発議書等に記載する事項として定めているところがあったが、記載されていなかった。

(7) その他指令書の記載について

財務規則第 216 条第 5 項で指令書に記載する事項が規定されているが、使用を許可しようとする行政財産の表示について、具体的な記載がないもの、使用目的の記載に誤りがあるもの、減免の根拠条例に誤りがあるものがあった。

また、同条同項により指令書の様式が定められている。定められた様式の内容はすべて満たしてはいるが、一部変更を加えているものがあった。様式は規則に定められているものであるため、変更を加えずに使用することが望ましい。

同条同項第 5 号において使用の許可条件としてアからカまで記載されているが、全庁的な統一が図られていなかった。管財課では各課への通知に併せて、記載例を送付している。特に支障がある場合を除き、記載例にならない許可条件を付すことが望ましい。

2 使用料の算定及び徴収について

(1) 使用料の月割り、日割り計算について

管財課の通知において、許可期間が 1 年に満たない場合、使用を開始する日が月の初日で、かつ使用を終了する日が月の末日の場合の使用料は月割り計算とし、それ以外は日割り計算とするとある。しかしながら、使用期間が月の途中からの場合で、使用料を月割りで算定、徴収しているものがあった。

(2) 使用料条例第 2 条ただし書きについて

行政財産使用料条例第 2 条で、「使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、市長は特別な理由があると認めるときは、別に使用料の額を定めることができる。」と規定されている。このただし書きにより使用料の額を定めている場合に、その理由が発議書に明記されていないものがあった。ただし書きにより使用料の額を定めることについては、市長が特別な理由があると認める場合であることから、その理由を明記すべきである。発議書への理由について、統一的に記載するよう検討されたい。

(3) 使用料の調定について

使用料の調定日については、財務規則第 31 条第 1 項第 3 号に「原因の発生したとき」とされているが、調定日を誤っているものがあつた。

また、財務規則第 45 条第 2 項により、使用料の収入後に関係書類を整理しなければならないが、調定伺書に市収日の記載がないものがあつた。

(4) 納入通知書について

財務規則第 40 条により納入通知書の発行期限が定められており、同規則第 37 条に納期限が規定されているが、納入通知書の納期限の設定に誤りのあるものがあつた。

(5) 督促状について

福島市債権管理条例第 6 条、同条例施行規則第 5 条で督促状について規定されているが、使用料を納期限までに納付しないものに対し、督促状を発していないものがあつた。

3 光熱水費等の実費負担の算定及び徴収について

財務規則第 218 条において「行政財産の使用許可を受けたものは、使用許可に係る行政財産に附帯する電話、電気、ガス、水道等の設備に必要な経費を負担しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。」と規定されている。

光熱水費等の経費については、本来、市長が特に認める場合を除いては、使用者が負担すべきものである。しかしながら、光熱水費等を市負担としているものの中に、使用許可の発議書等に市負担とする旨やその理由の記載のないものがあつた。市負担の旨を記載することは勿論であるが、根拠を明らかにするために、市負担とする理由を明記することが望ましい。

4 使用料の減免の手続きについて

使用料条例第 3 条による減免で、発議書等に同条例第 3 条の号の記載がないものがあつた。(減免 199 件中 59 件)

減免は使用料条例第 3 条に「次の各号のいずれかに該当するときは使用料の全部又は一部を減免することができる。」とされており、第 1 号から第 7 号まで規定されている。どの号に該当しているかの記載がないとなぜ減免したかの根拠が不明確なものとなる。管財課では、各所管課への通知において、減免の号を記載するよう求めていたが、減免の号の記載がないものがあつた。本来使用料を徴収するところ、規定に該当するものに限り減免するものであるので、減免の号を記載することが望ましい。

5 行政財産の本来の用途及び目的を妨げていないか

今回の調査においては、行政財産の本来の用途及び目的を妨げているものは見受けられなかった。

6 行政財産の目的外使用許可の条件の遵守について

現地調査において、使用許可財産の管理が不十分なものがみられた。

その許可については、使用許可財産を常に善良な管理者の注意をもって使用することという許可条件が付されていたが、許可条件が遵守されていると言えない状況であった。使用者に適正な管理をするよう指導されたい。また、所管課として現地の管理状況を把握するよう努められたい。

以上、6点について、行政監査の結果を記した。

なお、平成14年度に同テーマで行政監査を実施しているが、下記のとおり今回と同様の事項がみられていた。

(1) 使用許可手続きについて

①使用許可申請書の記載事項が省略されているものがみられた。関係図面が提出されていないものがみられた。

②許可の理由が明記されていないものがみられた。財務規則第190条第1項(※)の何号により許可するか明記されるべきである。

第6号適用の許可については、より具体的に理由を明記すべきである。

※当時の財務規則第190条第1項

行政財産は次の各号のいずれかに該当する場合に限り法第238条の4第4項の規定に基づきその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

- 一 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の便益施設を設置するとき
- 二 学術調査、研究、体育活動、行政施策の啓もう宣伝その他公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供用するとき
- 三 水道事業、電気事業、ガス事業、電気通信事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき
- 四 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき
- 五 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間その用に供するとき
- 六 前各号に掲げるもののほか市長が特にその必要があると認めるとき

③使用許可書の記載事項が省略されているものがみられた。

④許可決裁で合議が必要なところ、所管部のみで許可していたものがみられた。

⑤無許可で設置または使用されているものがみられた。

(2) 使用料の算定・徴収について

①行政財産使用料条例第2条ただし書きで使用料を徴収している場合に、その適用理由及び算定根拠を許可発議書に具体的に明記していないものがみられた。

②使用料の調定日が誤っていたものがみられた。

③使用料の納付が遅れているものがみられた。

(3) 使用料の減免について

①「使用料条例第3条により」とのみ記載し具体的理由の明記のないものがみられた。

7 むすび

行政財産の目的外使用許可の手続きについては、例年、財産マネジメント推進室から、「行政財産の目的外使用許可について」の通知が水道局を除く各課へ出されており、統一的な事務処理を行うよう求めている。また、発議書は水道局を除き原則、財産マネジメント推進室の合議（教育委員会の一部合議不要なものあり）が必要であり、財産マネジメント推進室のチェックが入る仕組みになっている。

しかしながら、今回の監査においても、前回平成14年度の行政監査において指摘した事項と同様の事項が見られた。

行政財産の目的外使用許可の期間は1年が基本であるが、更新の割合が72.4%と高いものとなっている。長年にわたり更新を繰り返している使用許可については、その事務は前年を踏襲して行われていることが多い。そのことが、財産マネジメント推進室の通知に沿った統一的な事務が進まない一因と思われる。指令書の様式や、特別な事情がなければ許可条件に違いがあることは好ましくないため、財産マネジメント推進室の通知に沿った統一的な事務を行うことが望まれる。

また、許可のない物品が置かれていたり、自らの所管の場所にはないものを許可していたり、使用許可財産の管理が適切に行われていなかったことの多くは、所管課による現地確認が十分に行われていれば防ぐことができたものである。今回の調査では、使用許可を受けている者が、変更申請なく追加して物品を置いているケースも複数件見られた。所管課が現地調査を行っていない理由として、多くが人員不足や業務量増加をあげているが、行政財産を適切に管理するうえで、所管課による現地調査は欠かすことのできない業務であるため、工夫して取り組まれない。

使用許可の際、許可内容を変更する場合は変更申請が必要であることを、あらためて使用者によく説明し、理解してもらうことも重要である。

発議書への使用許可、減免等の理由やただし書きの記載については、前回の行政監査においても「具体的に理由を明記すべき」としていたが、今回の監査でも記載されていないものが多数見られた。書面での記載がないと理由が不明確であり、さらには長年更新を繰り返す中で、その理由があやふやになっているものがあつた。あらためて理由を記載するよう強く望むものである。

また事務処理の誤りでは、関係法令等の認識が不足していることから誤りが生じているケースが見受けられた。各所管課においては、行政財産の目的外使用許可に関する法令等を再確認するとともに、財産マネジメント推進室とも連携を図りながら、適正な事務処理に努められたい。

今回の行政監査は、平成14年度と同じく「行政財産の目的外使用許可について」をテーマに実施したが、前回監査で指摘した事項と同様の事項が多数見られた。

前回から、ほとんど改善が図られないまま16年が経過していることは誠に遺憾である。監査結果を無駄にすることなく、指摘事項のあつた所管課のみならず、全庁的に確認を行うことが重要であり、今後、適正な事務処理の徹底を図るための対応を望むものである。

むすびに、今回の調査票の結果によると、平成29年度において、行政財産の目的外使用許可は総件数664件、使用料59,610,014円で貴重な収入となっている。また、今回は監査対象としなかったが、自動販売機の一部においては、行政財産の貸付けとして入札を行い、資産の有効活用を図っている。今後は、適正な行政財産の目的外使用許可を行うとともに、行政財産の貸付けのように、より効率的な財産管理を行うよう期待するものである。

行政監查資料

福島市財務規則（抜粋）

（行政財産の使用許可）

- 第二百十六条** 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第二百三十八条の四第七項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 一 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の便益施設を設置するとき。
 - 二 学術調査、研究、体育活動、行政施策の啓もう宣伝その他公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供用するとき。
 - 三 水道事業、電気事業、ガス事業、電気通信事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
 - 四 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
 - 五 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間その用に供するとき。
 - 六 前各号に掲げるもののほか市長が特にその必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定による使用の期間は、原則として一年を超えることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、三年以内とすることができる。
- 一 電柱（支柱、支線柱、支線等を含む。）、鉄塔等を設置するとき。
 - 二 水道管、ガス管、地下ケーブル等の管類を敷設するとき。
 - 三 その他特別の事情がある場合において、あらかじめ、市長の承認を受けたとき。
- 3 行政財産の使用許可を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した行政財産使用許可申請書（様式第六十三号）及び関係図面を市長に提出しなければならない。
- 一 使用しようとするものの住所及び氏名（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - 二 使用しようとする行政財産の表示及び許可を受けようとする部分の数量
 - 三 使用しようとする期間
 - 四 使用目的
 - 五 使用計画又は事業計画
 - 六 その他必要と認める事項
- 4 課長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを調査し、市長の決定を受けなければならない。
- 5 行政財産の使用許可をするときは、次に掲げる事項を記載した指令書（様式第六十四号）を交付するものとする。
- 一 使用許可申請者の住所及び氏名（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - 二 申請及び許可月日
 - 三 使用を許可しようとする行政財産の表示及び数量並びに許可する部分の数量
 - 四 使用の目的及び許可に係る使用期間
 - 五 使用の許可条件
 - ア 使用方法等使用上の制限
 - イ 使用終了の際の原状回復又は付加物件の無償寄附義務
 - ウ 使用許可の変更又は取消権の保留及びこれにより使用者に生じた損失は、市長が特に承認するもののほか、補償しない旨の条件
 - エ 使用上の市に対する損害賠償義務
 - オ 許可事項に違反したときの処分

カ その他必要な条件

六 使用料の額

七 その他参考となる事項

6 課長は、第四項の規定により使用を不許可と決定したときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

7 福島市行政財産使用料条例（昭和三十九年条例第三十六号）第三条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、行政財産使用料減免申請書（様式第六十五号）を市長に提出しなければならない。

（原状回復等）

第二百十七条 行政財産の使用許可を受けたものは、その使用が行政財産の現状の変更を伴う場合において、使用を終了するときは、市の指示に従って原状に回復し、又は変更により付加した物件を市に寄附しなければならない。

2 前項の規定に基づく原状回復に要する費用は、行政財産の使用許可を受けたものの負担とする。

（実費の負担）

第二百十八条 行政財産の使用許可を受けたものは、使用許可に係る行政財産に附帯する電話、電気、ガス、水道等の設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（行政財産の使用許可の変更又は取消し）

第二百十九条 第二百十六条第三項から第七項までの規定は、行政財産の使用の許可を受けたものの申出により当該使用の許可の変更又は取消しをする場合について準用する。

2 前項に規定する場合のほか、課長は、行政財産の使用を許可したものについて当該使用の許可の変更又は法第二百三十八条の四第九項の規定による使用の許可の取消しを必要と認めるときは、理由を付して市長に報告し、その決定を受けなければならない。

3 課長は、前二項の規定により行政財産の使用の許可の変更又は取消しについて決定を受けたときは、速やかに当該使用の許可を受けたものに通知しなければならない。この場合において、申請の内容と異なるとき、又は前項の規定に該当する場合は、その理由を付記しなければならない。

資料 2

福島市行政財産使用料条例

(使用料の徴収)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、他の条例に別段の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、別に使用料の額を定めることができる。

(使用料の減免)

第三条 市長は、行政財産の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- 一 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- 二 地震、火災、水害等の災害により行政財産の使用の許可を受けた者が当該行政財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。
- 三 市職員の研修又は福利厚生のための施設の用に供するとき。
- 四 行政財産の使用の許可が一時的使用に係るものであるとき。
- 五 寄附を受けた行政財産について当該寄附者が使用するとき。
- 六 行政財産の使用の許可を受けた者が当該行政財産の管理又は保存に要する費用の全部又は一部を負担するとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、行政財産の効率的運用に資するため市長が公益上特に必要があると認めるとき。

(使用料の徴収の方法)

第四条 使用料は、使用の許可の際、納入通知書により徴収する。

(使用料の返還)

第五条 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第二百三十八条の四第九項の規定により市において公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより行政財産の使用の許可が取り消された場合において既納の使用料の額が当該使用の許可の日から当該使用の取消の日までの期間につき算出した使用料の額（使用料の額が年額により定められているものについては、当該使用の許可の日の属する月から当該使用の許可の取消の日の属する月までの期間につき算出した使用料の額）を超えるときは、その超える額の使用料は返還する。

(過料)

第六条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第七条 この条例に定めるものを除くほか、使用料の徴収に関して必要な事項は、市長が定める。

別表(第2条関係)

区分		使用料(年額)
土地	更地又は建物の敷地として使用する場合	市街化区域内の場合にあつては、次の算式(1)、(2)及び(3)により算出される額の合計額
		市街化区域外の場合にあつては、次の算式(1)及び(2)により算出される額の合計額
		(1) 当該土地の1平方メートル当たりの固定資産税課税標準額×使用許可面積×(4/100)
		(2) 当該土地の1平方メートル当たりの固定資産税課税標準額×使用許可面積×(1.4/100)
		(3) 当該土地の1平方メートル当たりの固定資産税課税標準額×使用許可面積×(0.3/100)
	電柱その他これに類する柱類を設置するために使用する場合	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に定める額
	郵便差出箱及び信書便差出箱を設置するために使用する場合	福島市道路占用料徴収条例(昭和46年条例第26号)の例による。
	水道管、ガス管その他これらに類する管類を布設するために使用する場合	福島市道路占用料徴収条例の例による。
	掲示板、広告塔等を設置するために使用する場合	福島市道路占用料徴収条例の例による。
建物		市有地の上にある建物で市街化区域内の場合にあつては、次の算式(1)、(2)、(3)及び(4)により算出される額の合計額
		市有地の上にある建物で市街化区域外の場合にあつては、次の算式(1)、(2)及び(3)により算出される額の合計額
		市有地以外の土地の上にある建物にあつては、次の算式(1)及び(5)により算出される額の合計額
		(1) ((当該建物の建築価格×使用許可面積)／当該建物の延べ面積)×(8/100)
		(2) 当該土地の1平方メートル当たりの固定資産税課税標準額×当該建物の建築面積×(使用許可面積／当該建物の延べ面積)×(4/100)
	(3) 当該土地の1平方メートル当たりの固定資産税課税標準額×当該建物の建築面積×(使用許可面積／当該建物の延べ面積)×(1.4/100)	
	(4) 当該土地の1平方メートル当たりの固定資産税課税標準額×当該建物の建	

	$\text{築面積} \times (\text{使用許可面積} / \text{当該建物の延べ面積}) \times (0.3 / 100)$ (5) ((当該土地の所有者に対して市が支払うべき地代×当該建物の使用許可面積) / 当該建物の延べ面積)
自動販売機を設置するために使用する場合	使用面積 0.5 平方メートルにつき 7,500 円

備考

- 1 この表の種類により難しいもの又はこの表に種類の定めがないものに係る使用料の額については、その都度市長が定めるところによる。
- 2 この表に基づいて自動販売機の設置に係る使用料の額を算出するに際し、使用面積がその計算単位に満たないとき、又は使用面積にその計算単位未満の端数があるときは、その計算単位まで切り上げるものとする。
- 3 この表に基づいて使用料の額を算出するに際し、期間につき、1年に満たない場合は、月割り又は日割りをもつて計算するものとする。
- 4 この表に基づいて使用料の額を算出した場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

資料 3

福島市水道局会計規程（抜粋）

（使用）

第百十一条 固定資産は、次の各号に該当する場合に限りその用途又は目的を妨げない限度において水道事業以外の者に使用を許可することができる。

- 一 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。
- 二 水道事業に係る工事を請負したものがその工事のため使用を必要とするとき。
- 三 その他管理者が特にその必要があると認めるとき。
- 2 水道総務課長は、前項の規定により使用の許可を受けようとするものから、次の各号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出させなければならない。
 - 一 使用しようとする固定資産の名称及び種類
 - 二 使用しようとする期間
 - 三 使用の目的
 - 四 前各号に掲げるもののほか、水道総務課長の指示する事項
- 3 水道総務課長は、第一項の規定により使用を許可しようとするときは、当該固定資産の所管課長等の意見を徴し、次に掲げる事項を記載した文書に前項の規定により提出させた許可申請書を添えて、管理者の決裁を受けなければならない。
 - 一 使用を許可しようとする固定資産の名称及び種類
 - 二 許可の相手方
 - 三 使用の理由及び当該使用が固定資産の用途又は目的を妨げないと認められる理由
 - 四 使用期間及び許可条件
 - 五 使用料の額